

令和7年4月25日

事業者各位

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部取引企画課
課長 松本 博明

新たな燃料油価格支援策（燃料油価格定額引下げ措置）への移行に伴う独占禁止法上の不当廉売の未然防止について（依頼）

公正取引委員会では、ガソリン等販売業における公正な競争を確保するため、「ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」（以下「ガソリン不当廉売ガイドライン」という。）を策定し、違反行為の未然防止を図るとともに、個別の事案に対して迅速・厳正に対処してきているところです。

現在、資源エネルギー庁において取り組んでいる燃料油価格激変緩和対策事業については、新たな燃料油価格支援策（燃料油価格定額引下げ措置）へ移行することとなりました。5月22日の同支援策実施日以降、政府が卸売事業者に支給する補助額は、これまで毎週、原油の輸入価格等に応じて変動していましたが、今後、補助額が定額に達して以降は、その額で固定されることとなります（航空機燃料は当初から定額）。同支援策に基づく補助額支給に伴い、今後、補助額を含めた実質的な燃料油の卸売価格が低下することが想定されますが、そうした状況の下、引き続き、卸売価格及び適切な供給に要する費用を反映した小売価格を設定する必要があります。

当委員会においては、ガソリン不当廉売ガイドラインに沿ってガソリン等販売業者による不当廉売等に迅速・厳正に対処していくこととしていますので、最近、不当廉売で注意等を受けている貴社におかれましても、このガソリン不当廉売ガイドラインを踏まえた適切な行動を採っていただくことにより、不当廉売の未然防止に努めていただきますようお願いいたします。

◇本件に関するお問い合わせ先

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課：03-3581-3371